

【認可・確認変更必要書類一覧】幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園用

変更事項		注意事項	提出期限	届出・申請様式		必要書類
				確認 変更申請	認可・ 確認変更届	
施設に関する変更	(1)	幼保連携型認定こども園の名称	変更日の1か月前まで	—	7号	① 運営規程の写し【変更後】
	(2)	住居表示等に伴う 幼保連携型認定こども園の所在地	変更日から10日以内	—	7号	① 住居表示通知書の写し ② 運営規程の写し【変更後】
	(3)	施設規模 (各部屋の面積、使用区分、敷地及び屋外遊戯場の面積等)	変更日の1か月前まで	—	7号	① 配置図(屋外遊戯場面積が確認できるもの)、平面図、立面図、求積図【各々、変更前・後のもの】 ② 各室面積表 ※指定様式 ③ 登記簿、使用許可書、賃貸借契約書の写し ※必要に応じて添付 ④ 建築確認済証、検査済証等の写し ※必要に応じて添付 ⑤ 現地写真 ※登記簿は法務局発行原本(発行後3か月以内のもの) ※検査済証の写し、現地写真については工事完了後、すみやかに提出
	(4)	園長(その氏名、生年月日、住所)		—	7号	① 園長選任届 ※指定様式 ② 誓約書 ※指定様式 ③ 園長選任を行った理事会議事録の写し ④ 新園長の履歴書(変更日時点のもの)及び保育士証・幼稚園教諭免許の写し ※履歴書は指定様式 ⑤ 園長選任の理由書(認定こども園法施行規則第12条の要件を欠く場合) ※指定様式 ⑥ 職員名簿(変更日時点のもの) ※指定様式
	(5)	定員の増加 (利用定員のみの増加も含む)		8号	7号	① (1号認定子どもの定員を変更する場合)状況シート ※指定様式 ② 配置図(屋外園庭面積が確認できるもの)、平面図(保育室・遊戯室面積、当該保育室で保育する子どもの年齢、人数を記入) ③ 職員名簿(変更日時点のもの) ※指定様式 ④ 運営規程の写し【変更後】
	(6)	定員の減少	変更日の3か月前まで	—	7号	① (1号認定子どもの定員を変更する場合)状況シート ※指定様式 ② 職員名簿(変更日時点のもの) ※指定様式 ③ 運営規程の写し【変更後】 ④ 定員が増加する年齢がある場合は、平面図(保育室面積、当該保育室で保育する子どもの年齢、人数を記入)
	(7)	定員の内訳変更 (合計定員数が増減しない場合)		—	7号	① 配置図(屋外遊戯場面積が確認できるもの)、平面図(保育室・遊戯室面積、当該保育室で保育する子どもの年齢、人数を記入) ② 職員名簿(変更日時点のもの) ※指定様式 ③ 運営規程の写し【変更後】
	(8)	利用定員のみの減少	変更日の3か月前まで	—	7号	【共通】 ① 運営規程の写し【変更後】 ② 職員名簿(変更日時点のもの) ※指定様式 ③ 定員が増加する年齢がある場合は、平面図(保育室面積、当該保育室で保育する子どもの年齢、人数を記入) 【目的③のみ】 ④ 3歳児以上の利用定員が2歳児の利用定員を下回る定員設定をする際の確認書
	(9)	分園の設置	変更日の3か月前まで	8号	7号	① 案内図、配置図、平面図、立面図【各々、変更前・後のもの】、求積図 ② 各室面積表 ※指定様式 ③ 本園と分園の位置関係、距離、所要時間等を確認できる資料 ④ 理事会議事録の写し ⑤ 登記簿、使用許可書、賃貸借契約書の写し ⑥ 建築確認済証、検査済証等の写し ⑦ 運営規程の写し【変更後】 ⑧ 職員名簿(変更日時点のもの) ※指定様式 ⑨ 定款、寄付行為その他の規約の写し ⑩ 現地写真 ※登記簿は法務局発行原本(発行後3か月以内のもの) ※検査済証の写し、現地写真については工事完了後、すみやかに提出

【認可・確認変更必要書類一覧】幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園用

変更事項			注意事項	提出期限	届出・申請様式		必要書類
					確認 変更申請	認可・ 確認変更届	
法人に関する 変更	(1)	設置者（法人等）の名称及び主たる事務所の所在地		変更日から10日以内	—	7号	① 履歴事項全部証明書【変更後】 ※発行後3か月以内の最新版
	(2)	代表者（経営の責任者） （その氏名、生年月日、住所）		変更日の1か月前まで	—	7号	① 新代表者の履歴書（変更日時点のもの）※指定様式 ② 履歴事項全部証明書【変更後】 ※発行後3か月以内の最新版 ③ 誓約書（第3号様式）※指定様式
	(3)	定款・寄附行為等及びその登記事項 証明書		変更日から10日以内	—	7号	① 履歴事項全部証明書【変更後】 ※発行後3か月以内の最新版 ② 定款、寄付行為その他の規約の写し【変更後】
	(4)	役員 （その氏名、生年月日、住所）		変更日から10日以内	—	7号	① 役員一覧【変更後】※指定様式 ② 誓約書（第3号様式）※指定様式
その他	(1)	給付費等の請求に関する事項	※振込口座の名義等の変更	kintoneの「給付費等請求に係る回答アプリ」より変更箇所を入力し、保育・教育給付課宛てにご提出ください。 なお、ご不明な点がございましたら、保育・教育給付課へお問い合わせください。（TEL 045-671-0202）			

※上記の必要書類の他、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。